

牧之原市立坂部小学校『いじめ防止基本方針』

平成26年3月30日策定

令和7年10月10日改訂

I いじめの定義と基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

この定義に基づいて、全職員は「いじめは、どの子にも、どこでも起こりうるもの」という基本認識に立ち、いじめのない学校づくりに全力で努めていくものとする。

いじめの防止は、全職員の願いであり、自らの問題として切実に受け止めるべき課題である。一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子の立場に立って考えていく。また、「心身に苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、本人がいじめに気付いていなかったりすることも含めて、状況を総合的に判断していく。

2 いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうと絶対に許されない行為である。しかし、どの子にもどこでも起こりうることを踏まえ、すべての児童に向けた対応が求められる。いじめられた子は心身ともに傷つき、その傷の深さは本人でなければわからない。このため、いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解したりしようとするのが大切である。いじめが重篤になればなるほど、深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要になる。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくりあげていくこと、思いやりの心を育てること、善悪を判断する力をつけていく必要がある。また、心の通い合う、豊かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていく。

II いじめの防止につながる取組

児童が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる」人権感覚を身に付けるようにしていく。

1 道徳教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図っていく。

2 自己信頼感を育む

授業において、あたたかな聞き方、話し方の指導を核に学級のあたたかな雰囲気を作り上げることで、一人一人に所属感や自信を持たせる。

学級活動（係活動）や児童会活動や委員会活動など、お互いに助け合いながら、自主的に取り組む活動をすることで、他者から認められ、他者の役に立っていると実感し、自己への信頼を高めていく。

3 夢中になって取り組む

児童が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを学校生活の中で大切に、自分のやろうとしていることを認め、応援してもらっていると感じ、学校が居場所であるようにする。

4 保護者や地域との連携

子どもたちの成長を学校、保護者（家庭）、地域で連携し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにしていく。

学校での「気づき」と家庭・地域の「気づき」を重ね合わせることで、学校では見逃されがちないじめの早期発見を可能にしていく。

また、「地域学校協働本部」の設置や「コミュニティースクール」などの取り組みにより、地域の大人と関わる体験を通して、地域に見守られているという安心感を抱くようにしていく。

5 教職員の資質の向上

教職員が一人一人の児童が大切にされるという視点に立ち、学校や学級で人権が尊重され、安心して過ごせる場になるようにしていく。

教職員は、いじめの定義や様態を繰り返し確認するとともに、事例検討などの研修を計画的に行う。

6 いじめ防止の具体的な取組

- ・縦割り班活動による異学年交流。
- ・落ち着いた心を醸成する「6つの坂部しぐさ」の励行
- ・「褒め合う」「認め合う」場づくり
- ・スクールカウンセラーによる面談や心の教室
- ・アンケートの実施

Ⅲ いじめの早期発見・早期対応の取組

1 早期発見

いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、直ちにいじめの有無を確認する。また、牧之原市教育委員会の学校生活アンケートや学校評価アンケート調査を実施し、積極的ないじめの発見に努めていく。

2 相談体制の整備

スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど心理、福祉に関する専門家の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。また、いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守っていく。

3 早期対応

いじめが発見された場合、あるいは児童・保護者からのいじめの訴えがあった場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していく。

いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行うとともに、その結果を牧之原市教育委員会に報告する。

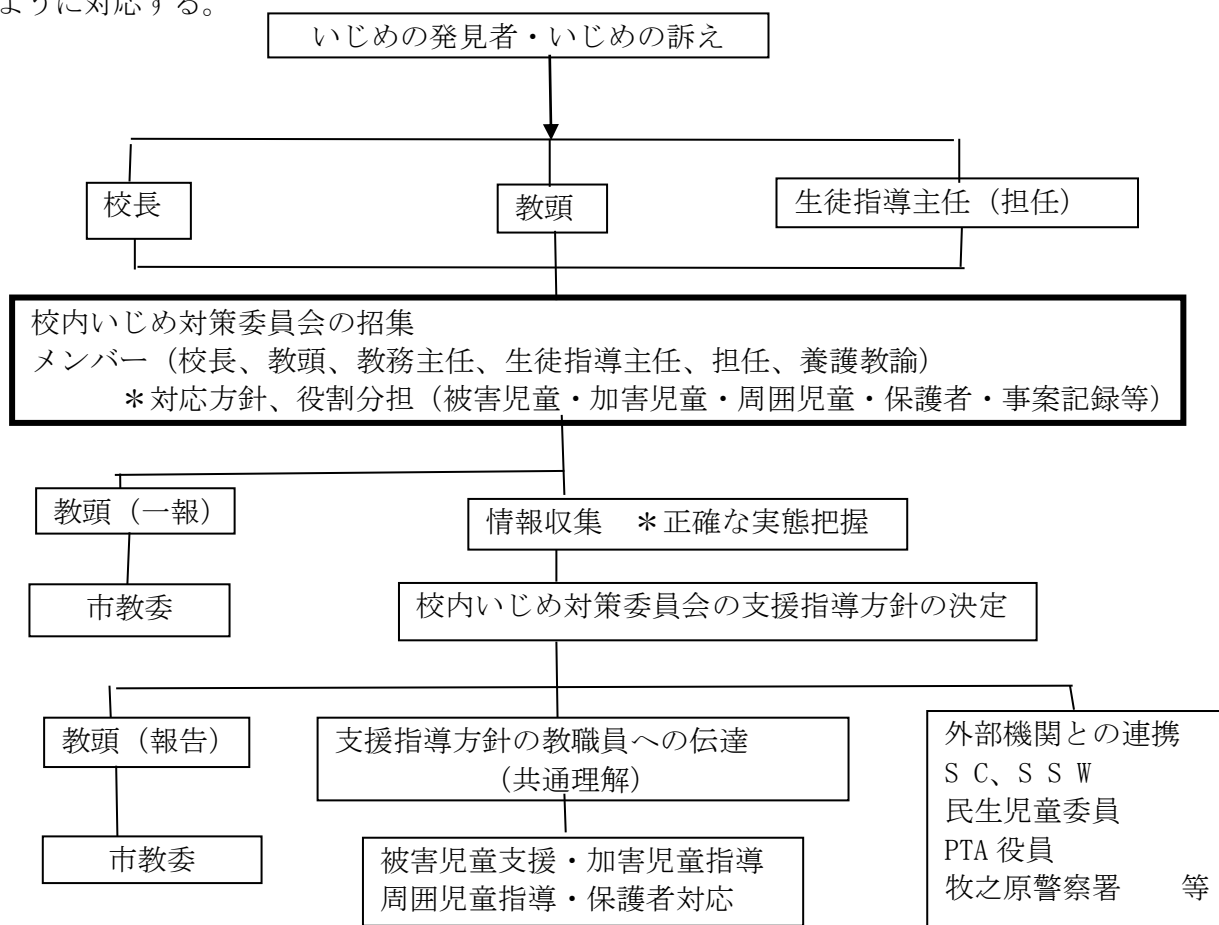
いじめが確認された場合は、「いじめ対策委員会」を早期に設置する。メンバーは「校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・担任・養護教諭」とし、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得る。いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。また、必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにする。さらに、いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。

IV 校内組織

いじめの訴えがあった場合、または、いじめと疑われたことがあった場合、組織を立ち上げ、次の流れのように対応する。

1 いじめ対策委員会

いじめの訴えがあった場合、または、いじめと疑われることがあった場合は次の流れのように対応する。



＊独断で判断して解決を焦らない。＊情報は必ず報告し、記録に残す。

2 関係機関との連携

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。そのため、日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応できる体制をつくる。

V 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

次のような場合は、重大事態ととらえる。

- ・いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。
- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ・欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席している場合。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席している場合。
- ・子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合。

(2) 重大事態が発生した場合

重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告するとともに、速やかに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定は慎重に行う。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。また、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの適切な情報を提供する。

VI いじめの解消

いじめは謝罪をもって安易に解決とは考えない。いじめが解消されたという状況を次のように捉える。

(1) 行為がなくなる

被害児童に対する心理的・物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月止んでいること。

(2) 被害児童本人が心身に苦痛を感じていないこと

被害児童、保護者への面談を計画的に続けて、必ず確認する。